



# 令和5年4月から子ども医療費助成制度の所得制限を撤廃します

子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、制度改正を実施します。  
※障がい者医療費助成制度と一人親家庭等医療費助成制度は、引き続き所得制限があります。

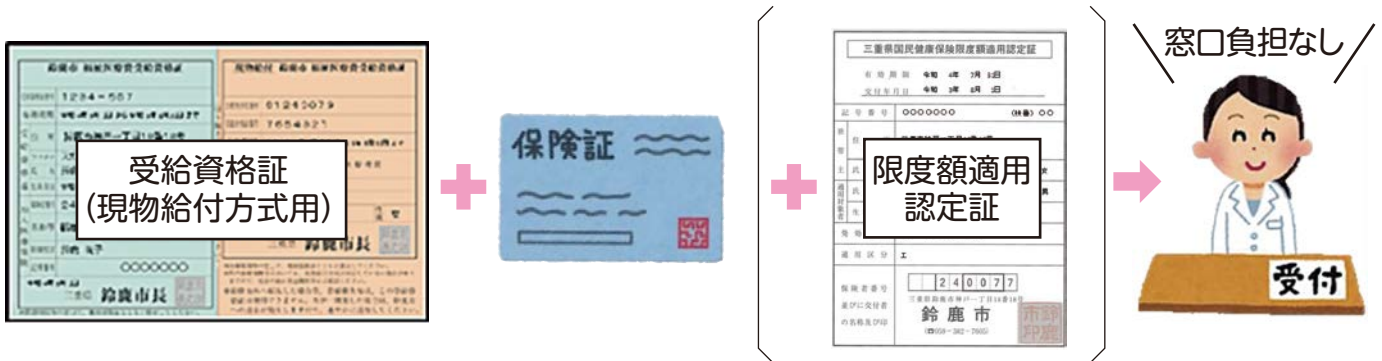
## 新たに対象となる方は申請が必要です

所得制限撤廃により新たに対象となる方には、11月中に申請の案内を郵送します。必要書類を添付して期限までに提出してください。

子ども医療費助成制度の対象者	申請に必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳から15歳までの子ども</li> <li>・国民健康保険または社会保険に加入している子ども</li> <li>・生活保護法による保護を受けていない子ども</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども医療費受給資格認定申請書</li> <li>・対象者(子ども)の健康保険証のコピー</li> <li>・同意書(必要な方のみ)</li> </ul> 


## 受給資格証の使い方

健康保険証と一緒に、鈴鹿市福祉医療費受給資格証(以下、受給資格証)を窓口で提示してください。  
※国民健康保険に加入している方で医療費が高額になった場合は、限度額適用認定証が必要です。



**ご注意ください**


- ・市外へ転出する場合は、受給資格証を速やかに返還してください。
- ・健康保険適用外の治療や入院時の食事代などは、窓口負担が必要です。



**市役所**

**保育所・学校などでけがをした場合**

保育所や学校などでけがをして、災害共済給付制度により給付を受ける場合は、福祉医療費の助成を受けることはできません。受診の際は、必ず「保育所や学校などでけがをした」と医療機関に申し出てください。



**適正受診にご協力ください**

適正受診は、「できるだけ医療機関にかからないようにする」ものではありません。医療費助成制度は、医療機関や市民の皆さんのご理解とご協力によって支えられています。これからも安心して必要ときに医療を受けられるように、医療機関の適正な受診をお願いします。

